

## 公共工事環境配慮指針

制定 平成 15 年 9 月 1 日

改正 平成 16 年 3 月 9 日

### 1 目的

この指針は、本市が発注する公共工事における環境配慮を推進することにより、環境負荷を低減し、資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

### 2 適用範囲

この指針は、静岡市環境マネジメントシステムが適用される組織において実施するすべての公共工事に適用する。

### 3 環境配慮のための取り組み

#### (1) 熱帯材型枠の使用削減

森林破壊の原因となる熱帯材の使用を削減するために、以下の取り組みを実施し、可能であれば、特記仕様書により請負業者に指示する。

なお、熱帯材型枠の使用削減に関する具体的取り組みに関する手順については、必要に応じて公共工事関係各課において作成するものとする。

ア 二次製品の使用を推進し、型枠の使用量を削減する。

イ 設計段階で非熱帯材型枠の使用について配慮する。

ウ 非熱帯材型枠の使用を推進するための調査・研究を進める。

#### (2) リサイクル材の利用促進

資源循環型社会の実現を目指すために、以下の取り組みを実施するとともに設計段階での配慮を行い、仕様書により請負業者に指示する。また、請負業者から提出される再生資源利用計画書により、再生品使用について現場の確認を行う。

ア 補修アスファルトは、可能な限り再生アスファルトを使用する。

イ 宅内舗装は、原則として再生アスファルトとする。

ウ 大型車交通量 B 交通以下の舗装工事には、原則として再生アスファルトを使用する。

エ 建築関連の土木工事については、原則として再生基礎材を使用する。

オ 上下水道関連工事に使用する砂は、原則として再生骨材とする。

カ 土木工事に使用するコンクリートは、原則として高炉セメント使用の生コンとする。

キ リサイクル材の使用を推進するための調査・研究を進める。

#### (3) 公共工事から発生する建設副産物の分別及びリサイクルの推進

建設副産物の減量するため、以下の取り組みを実施するとともに設計段階で

の配慮を行い、仕様書により請負業者に指示する。また、請負業者から提出される再生資源利用計促進画書、マニフェスト管理票等により、搬出される建設副産物の再使用及び適正処理についての確認を行う。

ア 建設発生土の抑制及び工事間流用を推進する。

イ 発生する廃棄物の分別及びリサイクルを促進するための調査・研究を進める。

#### (4) 環境配慮型建設機械の使用

公共工事に使用する建設機械は、次の基準に従い、排出ガス対策型かつ低騒音型のものを設計段階で選定する。

ア 排出ガス対策型建設機械は、搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が表1に掲げる値以下のものであること。

イ 低騒音型建設機械は、騒音の測定値が表2に掲げる値以下のものであること。

#### 4 請負業者への協力要請

公共工事を発注する際には、本市の公共工事における環境配慮事項について、請負業者に協力の要請を行う。なお、次については、特記仕様書に明示すること。

##### (1) 静岡市環境方針

(2) 図書、図版等の本市への提出物については、環境配慮物品の使用に努めること。

#### 5 報告

(1) 公共工事の担当者は、工事ごとの再生資源利用計画書及び再生資源利用計促進画書を確認し、請負業者に対して必要な指導を行う。

(2) 公共工事を実施する課の取りまとめ担当者は、技術監理課から依頼があった場合には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を取りまとめて提出する。

(3) 技術監理課は、年度末に年間のリサイクル材使用状況、建設発生土利用状況及び建設工事廃棄物リサイクル状況を取りまとめ、公共工事環境配慮報告書（様式第24号）により環境管理責任者に報告する。

表1 排出ガス対策型建設機械の基準

対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kw・h)	NOx (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	黒煙(%)
7.5~15kw未満	2.4	12.4	5.7	50
15~30kw未満	1.9	10.5	5.7	50
30~272kw以下	1.3	9.2	5.0	50

表2 低騒音型建設機械の基準

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P<55	102	アースドリル	P<55	100
	55 P<103	105		55 P<103	104
	103 P	105		103 P	107
バックホウ	P<55	99	さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106
	55 P<103				
	103	104			
	P<206	106			
206 P	106				
ドラグライン クラムシェル	P<55	100	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P<55 55 P	101 104
	55 P<103				
	103	104			
	P<206	107			
206 P	107				
トラクターショベル	P<55	102	コンクリートポン プ(車)	P<55	100
	55 P<103	104		55 P<103	103
	103 P	107		103 P	107
クローラークレー ントラッククレ ン ホイールクレーン	P<55	100	コンクリート圧 砕機	P<55	99
	55 P<103			103	
	103	103			
	P<206	107			
206 P	107				
バイブロハンマー		107	アスファルトフ イニッシャー	P<55	101
				55 P<103	105
			103 P	107	
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・ 引抜機 油圧式杭圧入引抜 機	P<55	98	コンクリートカ ッター		106
	55 P<103	102			
	103 P	104			
アースオーガー	P<55	100	空気圧縮機	P<55	101
	55 P<103	104		55 P	105
	103 P	107			
オールケーシング 掘削機	P<55	100	発動発電機	P<55 55 P	98 102
	55 P<103				
	103	104			
	P<206	105			
206 P	107				

公共工事環境配慮指針改訂履歴

改訂No.	改訂内容	改訂手続き
制定		制定日：平成15年9月1日 施行日：平成15年9月1日 作成者：環境管理事務局 承認者：環境管理責任者
改訂1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革に伴う課名の変更</li> <li>・文言の修正</li> </ul>	制定日：平成16年3月9日 施行日：平成16年4月1日 作成者：環境管理事務局 承認者：環境管理責任者